

桑名市の人事行政の運営等の状況について

「桑名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第41号)の規定に基づき、桑名市職員の給与や部門別職員数などを公表いたします。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	139,086	46,230,598	1,169,565	9,979,426	21.6	22.6

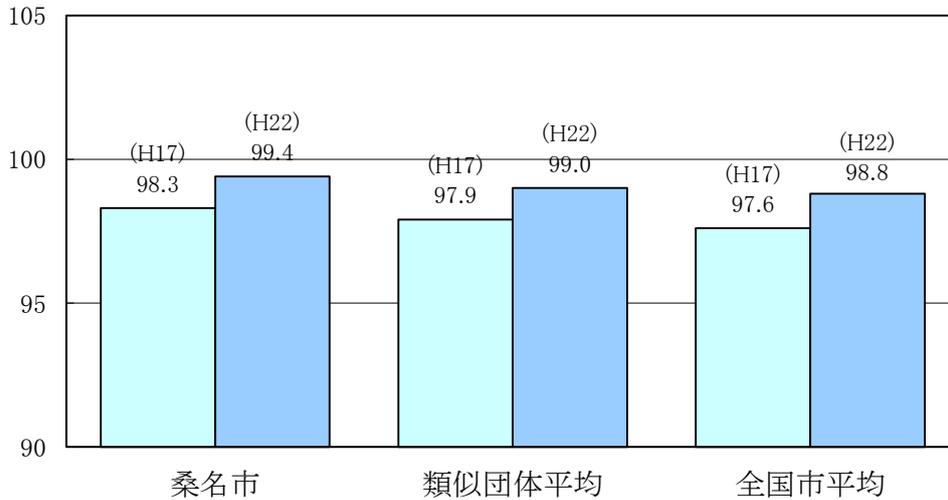
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
22年度	1,198	4,488,919	963,864	1,635,262	7,088,045	5,917	6,237

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数の平均である。
3 桑名市の地域手当補正後のラスパイレス指数は、22年度99.4である。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	121,600	149,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
桑名市	43.8 歳	336,430 円	420,145 円	372,028 円
三重県	43.1 歳	350,928 円	452,590 円	— 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	43.0 歳	334,576 円	428,380 円	379,530 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
桑名市	51.3 歳	88 人	280,639 円	317,508 円	395,912 円
うち清掃職員	47.3 歳	25 人	318,232 円	381,165 円	343,329 円
うち給食調理員	51.1 歳	27 人	260,614 円	273,242 円	269,978 円
うち用務員	57.7 歳	22 人	259,677 円	278,070 円	269,644 円
三重県	47.6 歳	— 人	339,436 円	393,105 円	— 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円
類似団体	49.3 歳	77 人	312,942 円	360,261 円	341,700 円

(注) 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
桑名市	44.4 歳	370,478 円	394,842 円
三重県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	38.9 歳	299,704 円	342,252 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分	桑名市	三重県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	144,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
幼稚園教諭職	大学卒	192,800 円	— 円	— 円
	短大卒	168,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

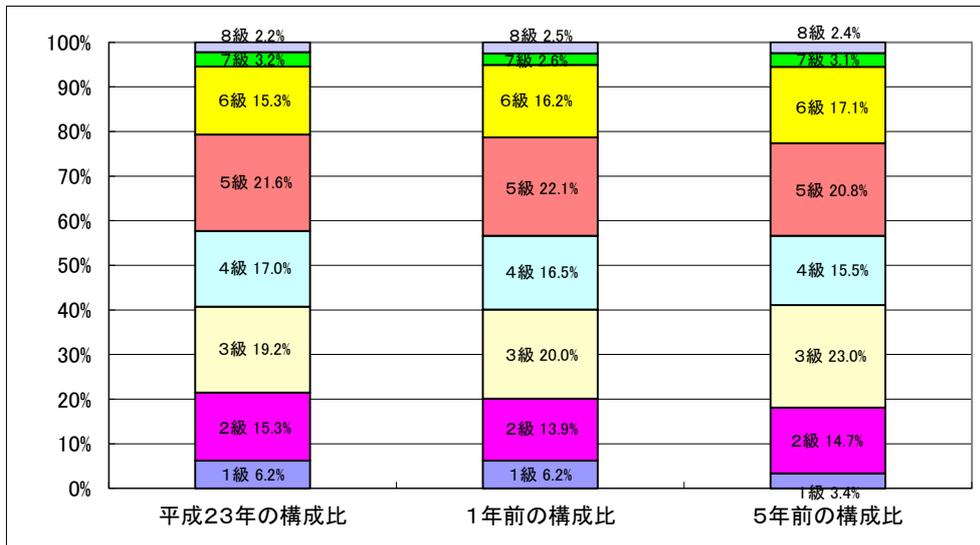
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	275,300 円	313,800 円	381,700 円
	高校卒	231,100 円	282,700 円	344,400 円
技能労務職	高校卒	284,600 円	284,600 円	299,100 円
	中学卒	208,900 円	249,600 円	286,500 円
幼稚園教諭職	大学卒	307,996 円	310,558 円	372,276 円
	短大卒	270,523 円	328,848 円	362,890 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	33 人	6.2 %
2 級	主事	82 人	15.3 %
3 級	主任、主事	103 人	19.2 %
4 級	主査	91 人	17.0 %
5 級	課長補佐、係長	116 人	21.6 %
6 級	課長、主幹	82 人	15.3 %
7 級	次長	17 人	3.2 %
8 級	部長	12 人	2.2 %

- (注) 1 桑名市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名 市 三 重 県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,352 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,799 千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

桑 名 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無し)		定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	6,537 千円	23,859 千円	(2%~20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算-地域手当)		146,468 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		114 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
桑名市	3 %	1,161 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		21,081 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		71,705 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		26.3 %	
手当の種類(手当数)		5 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
消防職員の特殊勤務手当	消防本部、消防署(分署)に勤務する職員	消防職員が正規の勤務時間として深夜に勤務した時または、火災等の災害もしくは救急救助のため出勤した時	深夜勤務:5時間以上1回 500円 消火作業:1回300円
行旅病人、同死亡人の処理従事手当	福祉総務課職員	行旅病人の取扱い、保護業務又は行旅死亡人の収容業務	行旅病人処理:1件1,500円 行旅死亡人処理:1件3,000円
社会福祉業務従事手当	社会福祉事務所、療育センター職員	庁外における社会福祉業務に関する現業に1日4時間以上従事した時	社会福祉に関する現業手当: 日額200円 療育センターに勤務する職員の手当:日額100円
じんかい処理作業従事手当	清掃センターに勤務するじんかい処理に従事する職員	塵芥処理作業に1日4時間以上従事した時	日額800円 動物等死骸処理:1件600円
防疫業務従事手当	環境政策課職員	動植物の防疫作業	1日:300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	259,247 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	258 千円
支給実績（21年度決算）	257,064 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	256 千円

（注）公営企業（水道）を除く。

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者・・・13,000円 ・配偶者がいない場合の 1人目・・・11,000円 ・上記以外の扶養親族 ・・・6,500円 ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ・・・5,000円加算 	同		142,992 千円	246,964 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え るものにつき支給 最高額・・・27,000円 ・持家 新築・購入された日より 5年間・・・2500円 	異	持家 ・・・2,500円	34,254 千円	174,768 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券 等) 支給限度額・・・55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～24,500 円 	同		83,764 千円	84,866 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の職にある 職員に支給 ・・・最高月額 83,600円 	同		93,831 千円	656,153 円
					円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	997,160 円	(1,075,000 円	／	720,000 円	
	副 市 長	1,028,000 円)	883,000 円	／	680,000 円	
報 酬	議 長	590,000 円	(700,000 円	／	490,000 円	
	副 議 長	— 円)	660,000 円	／	426,300 円	
	議 員	510,000 円	(620,000 円	／	401,800 円	
		— 円)				
期 末 手 当	市 長	(22年度支給割合)					
	副 市 長	3.95	月分				
	議 長	(22年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	2.95	月分				
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450		17,948,880 円	任期毎		
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の280		8,484,784 円	任期毎		
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 採用状況（平成23年4月1日現在）

区分	採用人数
一般職	24人
消防職	8人
教育職	0人
医療職	1人
技能職	0人
合計	33人

※職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職予定者数などを考慮して行っています。

また、退職者のゆたかな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。

平成23年4月1日の再任用職員数は、26人です。(表の数には含まれません。)

(2) 職員の退職状況（平成22年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職等	合計
一般職	30人	8人	6人	44人
消防職	3人	0人	2人	5人
教育職	0人	0人	0人	0人
医療職	1人	0人	1人	2人
技能職	5人	0人	1人	6人
合計	39人	8人	10人	57人

※平成22年度の退職者数は表のとおりです。

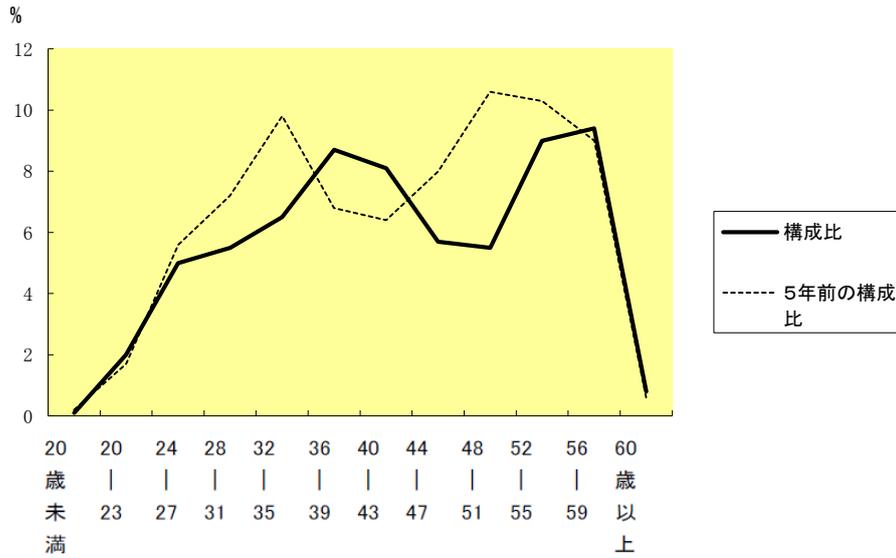
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	9	9	0	主に組織改革に伴う減 組織改革に伴う減 組織改革に伴う減 組織改革に伴う減 業務の充実による増 組織改革、業務の見直しによる減
		総 務	167	164	△3	
		税 務	43	41	△2	
		農 林 水 産	2	2	0	
		商 工	38	32	△6	
		土 木	12	12	0	
		民 生	95	91	△4	
衛 生	183	184	1			
	計	107	98	△9	組織改革、業務の見直しによる減	
		656	633	△23	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.5 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
	教育部門	205	201	△4	業務の見直しによる減	
	消防部門	242	246	4	消防業務の拡充による増	
	小 計	447	447	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 32.1 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)	
公営企業部門等	水 道	35	34	△1	組織改革に伴う減	
	下 水 道	22	22	0		
	そ の 他	37	38	1	業務拡充による増	
	小 計	94	94	0		
合 計		1,197	1,174	△23	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.4 人	
		[1,377]	[1,377]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	36人	89人	97人	115人	153人	143人	101人	97人	159人	167人	15人	1,174人

(5) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	683	670	657	648	656	633	△ 50 (△7.3)
教育	227	223	221	209	205	201	△ 26 (△11.5)
消防	233	235	238	238	242	246	13 (5.6)
普通会計	1,143	1,128	1,116	1,095	1,103	1,080	△ 63 (△5.5)
公営企業等会計	340	325	308	307	94	94	△ 246 (△72.4)
総合計	1,483	1,453	1,424	1,402	1,197	1,174	△ 309 (△20.8)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,006,914	△ 26,832	284,841	14.2	14.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	35	151,133	36,724	58,317	246,174	7,034

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
5,917

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑 名 市	46.5 歳	382,984 円	562,453 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

桑 名 市	公営企業職員
1人当たり平均支給額(22年度) 1,352 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,635 千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (-)月分
勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	勤勉手当 1.35 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

桑 名 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	同左	
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	4,670 千円	23,800 千円	1人当たり平均支給額	0 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		4,815 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		137,558 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全職員	3 %	35 人	3 %

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0 種

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	9,131 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	261 千円
支給実績(21年度決算)	11,143 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	318 千円

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の 1人目 ……11,000円 ・上記以外の扶養親族 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ……5,000円加算 	同	—	7,134 千円	237,800 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え るものにつき支給 最高額……27,000円 ・持家 新築・購入された日より 5年間……2500円 	同	—	732 千円	183,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券 等) 支給限度額……55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ……2,000円～24,500円 	同	—	2,504 千円	73,649 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の職にある 職員に支給 ……最高月額 83,600円 	同	—	4,449 千円	556,161 円

9 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交代制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇 : 1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病欠休暇 : 病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇 : 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇、夏季休暇などです。
- ④介護休暇 : 配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について取得できます。(無給)

10 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成22年度)

免職	降任	休職
0人	0人	11人

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。平成22年度の分限処分の状況は表のとおりです。

(2) 懲戒処分の状況

免職	停職	減給	戒告
1人	1人	1人	1人

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任をとうことにより、公務における規律と秩序をいじすることを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。平成22年度の懲戒処分の状況は表のとおりです。

11 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

1.2 職員研修及び勤務成績の評定の状況(平成22年度)

(1) 研修実施状況

①独自研修実施状況

	研修名	受講者数	実施日数
基本研修	新規採用職員研修(前期・後期)	42人	25日
	上級職員研修	18人	2日
	監督者一次研修	23人	2日
	監督者二次研修	29人	3日
	監督者三次研修	17人	2日
	監督者研修	29人	1日
	管理者Ⅱ部研修	16人	1日
特別研修	地方自治制度研修	17人	2日
	行政法研修	16人	3日
	法制執務研修	21人	2日
	職場風土改革研修	41人	2日
	北勢四市合同研修	8人	1日
	プレゼンテーション研修	17人	2日
	交通安全研修	16人	3日
	手話講習研修	30人	6日
	救急救命講習研修	231人	9日
	メンタルヘルス研修	31人	1日
	同和問題職員一次研修	129人	1日
	同和問題職員二次研修	124人	1日
	同和問題職員二次研修(参画型)	19人	1日
	同和問題職員三次研修	392人	1日
	同和問題職員三次研修(参画型)	23人	1日
	同和問題職員三次研修(フィールドワーク)	19人	1日
	人権啓発推進人研修(フィールドワーク)	60人	3日
	人権大学講座卒業生フォローアップ研修	13人	1日
	技能労務職員等研修	43人	2日
	臨時的任用職員研修	51人	1日
	保育士研修	87人	1日
	公務員倫理研修	144人	2日
	接遇・住民満足度向上研修	56人	2日
民間企業体験学習	3人	4日	
おもてなしの心コンテスト見学	51人	1日	

②派遣研修実施状況

派遣先	派遣人数
市町村アカデミー	14人
国際文化アカデミー	9人
自治大学校	1人
三重県人権大学講座	3人
三重県自治会館組合他	113人

③職場研修実施状況

毎月1回各職場で実施

テーマ・・・人権研修 述べ人数 10,985人

公務員倫理研修 述べ人数 5,276人

④自主研修

自主研究グループ 3組

(2) 職員の勤務評定の実施状況

市では、職員が職務遂行課程で発揮した能力、資質、業績、態度等を適切に把握し、職員の能力育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため、年1回勤務評定を実施しています。

また、管理職職員については、地方公務員法及び、勤勉手当の主旨の積極的な実現と職員の士気の高揚、意識改革、業績重視の職場風土の醸成、さらには行政施策の効果的、効率的な推進を図るため、勤務評定を勤勉手当の支給額に反映しています。

1.3 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成22年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業について

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容	
定期健康診断	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的としています。	
特殊健康診断	有害な業務に常時従事する職員に業務上疾病が発生するのを予防することを目的に実施しています。	
その他の健康管理事業	快適な職場環境を実現し職員の安全と健康を確保するため、安全衛生管理事業、メンタルヘルス事業等を実施しています。	
健康管理事業の決算額		4, 2 5 3 千円

(2) 桑名市職員共済組合について

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を効率的・効果的に実施するため、職員共済組合の実施する下記の事業に対し助成しています。

①職員共済組合への補助金の状況

補助対象事業

その他の福利厚生事業	脳ドック、人間ドック費用助成事業に補助をしています。 メンタルヘルス事業、動脈硬化検査事業に要した経費を補助しています。	
補助金の決算額		2, 3 5 3 千円

(3) その他の福利厚生事業について

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

1.4 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、又、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。

その主な内容は次の通りです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること
- ・職員の苦情を処理すること

(2) 公平委員会の業務の状況(平成22年度実績)

業務の種類別	桑名市
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申し立て	0
苦情の処理	0